

堺市バリアフリー基本構想（改定版）

【中百舌鳥地区版】

（案）

令和（ ）年 月

堺市

堺市バリアフリー基本構想（改定版）

【中百舌鳥地区版】

目次

I.整備対象地区の設定	1
1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定.....	1
2.生活関連施設及び生活関連経路の選定.....	1
3.重点整備地区の設定.....	3
4.重点整備地区における要件整理.....	4
II.地区の特性、バリアフリー化の主な課題	5
1.地区の特性.....	5
2.地区の課題.....	5
III.整備項目、整備目標時期及び整備主体	6
（参考）まちあるき点検調査の概要	12

I.整備対象地区の設定

1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定

交通バリアフリー法に基づく堺市交通バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区について、整備目標時期が到来していることや法改正により整備基準が変化していることなどをふまえ見直しを行い、バリアフリー法に基づく重点整備地区として設定します。

今回の改定では、堺市交通バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区（17 駅 14 地区）のうち、本市北部の都市的諸機能の集積が進んでいる都市拠点であり、南海高野線、大阪メトロ御堂筋線、泉北高速鉄道の交通結節点となっている「南海高野線中百舌鳥駅・地下鉄なかもず駅周辺地区」を『中百舌鳥地区』として改め、堺市バリアフリー基本構想における重点整備地区として設定します。

2.生活関連施設及び生活関連経路の選定

(1) 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、公的施設、福祉施設その他の施設」のことであり、基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化を図る必要があります。

「中百舌鳥地区」内やその周辺においては、特定旅客施設であって中心的な生活関連施設となる南海高野線中百舌鳥駅や大阪メトロ御堂筋線なかもず駅のほか、生活関連施設の用途に該当する公的施設や医療施設、商業施設等が複数所在していますが、中でも公共性の高い施設、施設規模が概ね 2,000 m²以上となる建築物、駐車場の用に供する部分（駐車マス）の面積が 500 m²以上の路外駐車場等を生活関連施設として選定します。

なお、以下の表では、平成 15 年（2003）年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」の重点整備地区内に記載のある施設を「継続」、記載のない施設を「新規」施設とし整理しています。

【中百舌鳥地区における生活関連施設】

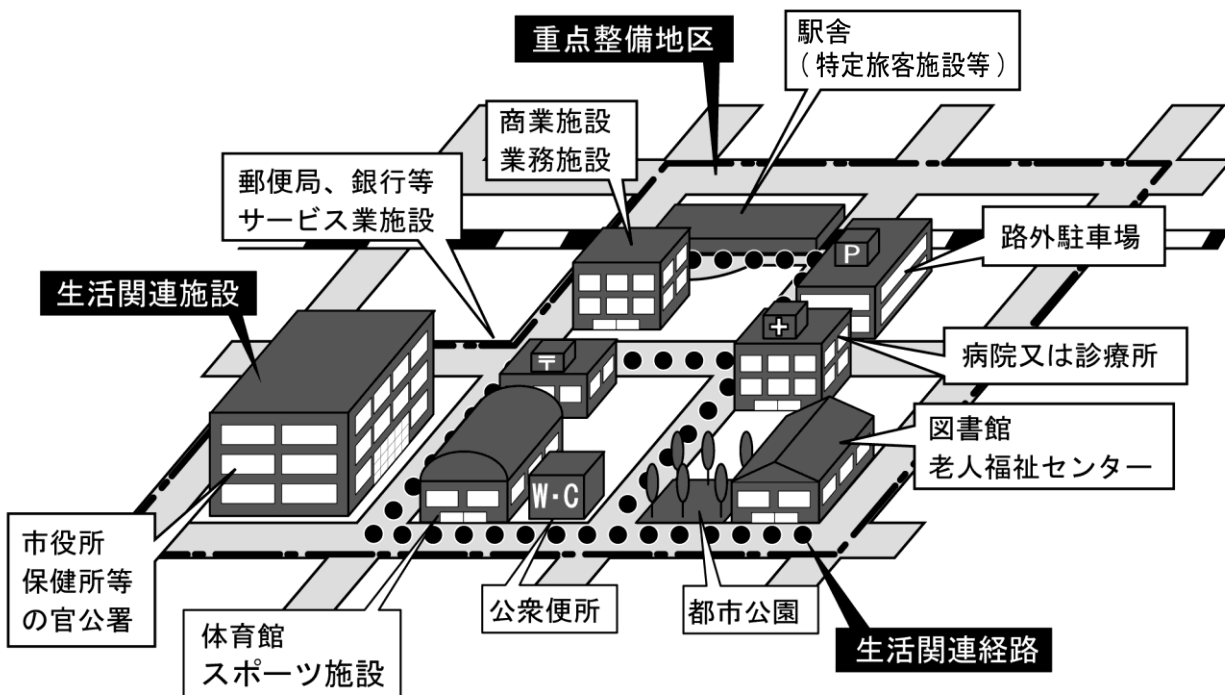
分類	施設名	新規／継続区分
公的施設	堺商工会議所	継続
	堺市産業振興センター	継続
保健・医療・福祉施設	医療法人方佑会 植木病院	新規
商業施設	ライフなかもず店（エディオンなかもず店）	新規
その他の施設 （路外駐車場）	タイムズなかもず第 14	新規
	タイムズエディオンなかもず店第 2	新規
鉄道駅	南海高野線中百舌鳥駅	継続
	大阪メトロ御堂筋線なかもず駅	継続

(2) 生活関連経路の選定

バリアフリー法において、生活関連経路は「生活関連施設相互間の経路」と定められています。

「中百舌鳥地区」においては、平成 15（2003）年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた特定経路や準特定経路を基に、生活関連施設の立地等をふまえた経路の追加や削除等の検討を行い、それぞれ生活関連経路、準生活関連経路として改めて定めます。

なお、準生活関連経路は、歩道の無い道路や適切な歩道空間の確保ができない道路において設定するものとし、自動車交通の速度抑制策の実施等の安全対策を中心に実施する経路とします。



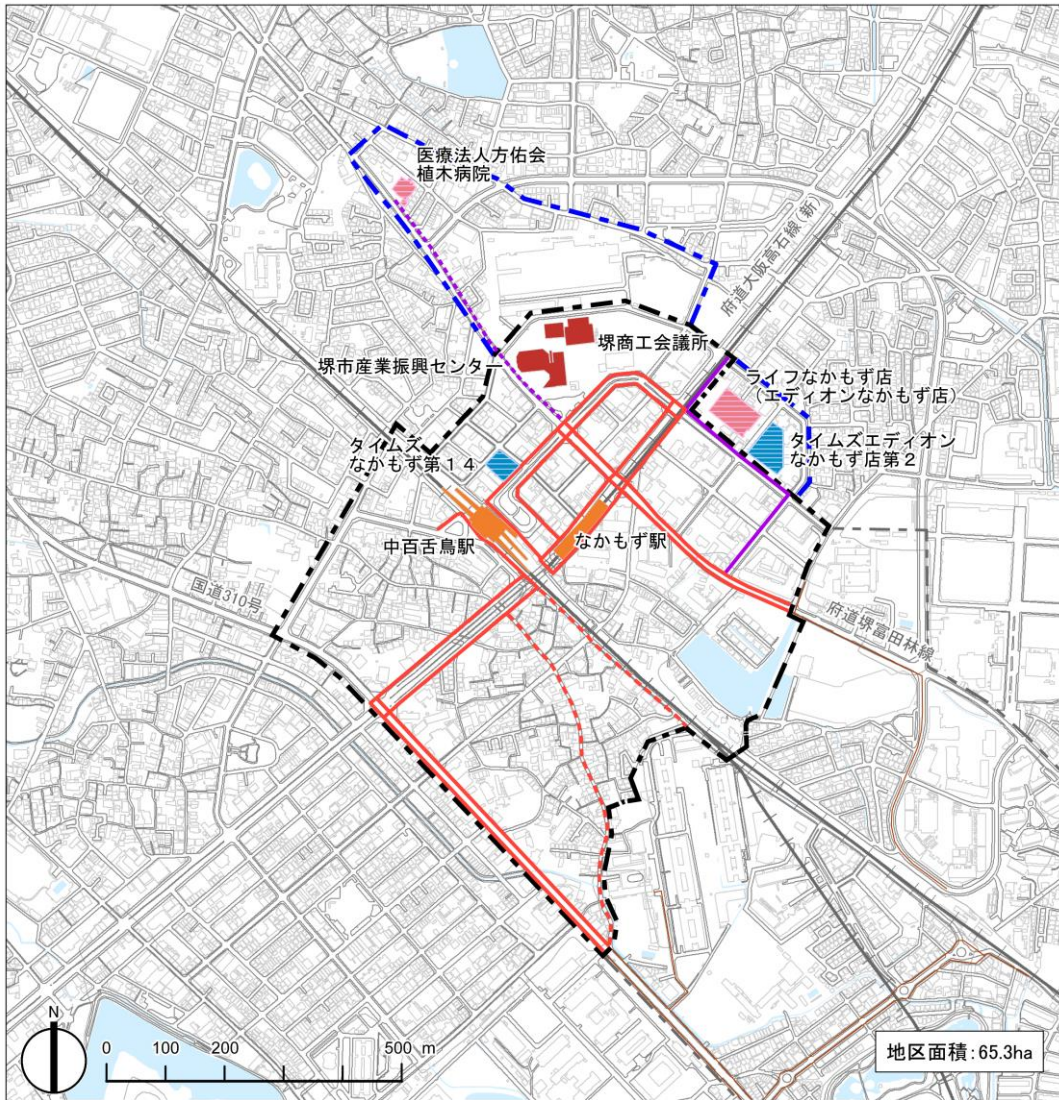
【重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路のイメージ図】

3.重点整備地区の設定

「中百舌鳥地区」における重点整備地区は、平成 15（2003）年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた重点整備地区を基に、生活関連施設の立地をふまえ、一部地域を新たに編入します。

「中百舌鳥地区」における生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区は次のとおりです。

【中百舌鳥重点整備地区】



凡例	
	重点整備地区(交通バリアフリー基本構想 重点整備地区)
	重点整備地区(新規追加地区)
生活関連施設	
	生活関連施設(公共建築物)
	生活関連施設(民間建築物)
	生活関連施設(民間駐車場)
	生活関連施設(鉄道駅)
生活関連施設 既存/新規区分	
	新規追加施設
	既存施設
生活関連経路	
	生活関連経路 (交通バリアフリー基本構想 特定経路)
	準生活関連経路(交通バリアフリー基本構想 準特定経路)
	生活関連経路 (新規追加路線)
	準生活関連経路(新規追加路線)
隣接地区の情報	
	交通バリアフリー基本構想 重点整備地区
	交通バリアフリー基本構想 特定経路・準特定経路

※国土地理院「基盤地図情報」を加工して作成

4.重点整備地区における要件整理

今回定めた重点整備地区について、重点整備地区設定の要件と照らし合わせて地区の状況を整理し、妥当性を検証します。

【中百舌鳥地区】

要件	地区の状況
配置要件	<ul style="list-style-type: none">▶ 中百舌鳥地区には堺商工会議所や堺市産業振興センター等の公的施設があるほか、医療施設や商業施設等が立地しています。▶ 南海高野線中百舌鳥駅・大阪メトロ御堂筋線なかもず駅は駅前広場を有し、その周辺には公的施設、医療施設、商業施設などの生活関連施設が立地しているため、徒歩による移動が見込まれます。
課題対策要件	<ul style="list-style-type: none">▶ 交通バリアフリー基本構想に基づき各事業が実施されバリアフリー化が進んでいます。南海高野線中百舌鳥駅では駅舎の改修が進められていますが、その他の生活関連施設や道路等では、全体的に設備の旧式化や老朽化による修繕が必要な箇所が見受けられます。▶ また、心のバリアフリーや情報のバリアフリーを実現するため、既存設備の改善やより一層のソフト事業推進が求められます。▶ 駅前広場では、都市拠点にふさわしい活力等を感じられる駅前空間の創出に向けて、利用者の利便性向上に資する乗継改善、公民連携による魅力等の創出、ウォークアブル空間の形成等の駅前広場再編の検討が進められています。
効果要件	<ul style="list-style-type: none">▶ 両駅の周辺を中心に多様な都市機能が集積する堺市の中心的な拠点であり、一体的に地区のバリアフリー整備を進めることが、都市機能の増進につながると考えられます。

II.地区の特性、バリアフリー化の主な課題

1.地区の特性

本地区は、南海高野線中百舌鳥駅と大阪メトロ御堂筋線なかもず駅の周辺エリアで、両駅の周辺を中心に多様な都市機能が集積しています。

大阪メトロ御堂筋線なかもず駅は昭和 62（1987）年に、御堂筋線が路線延伸することで開業し、その後駅周辺で土地区画整理事業が進められ、交通結節点として発展しました。

生活関連施設は駅周辺のみならず重点整備区域内全体に点在しており、公的施設や医療施設、商業施設等があります。

本地区では平成 15（2003）年度に「堺市交通バリアフリー基本構想」の「南海高野線中百舌鳥駅・地下鉄なかもず駅周辺地区」が策定され、旅客施設や道路等のバリアフリー化が図られてきました。

2.地区の課題

本地区は、交通バリアフリー基本構想に基づき各事業が実施されバリアフリー化が進んでいます。南海高野線中百舌鳥駅では駅舎の改修が進められていますが、その他の生活関連施設や道路等では、全体的に設備の旧式化や老朽化による修繕が必要な箇所が見受けられます。また、本基本構想で新たに生活関連経路に指定された道路では、歩道に点字ブロック敷設等の整備がされていない箇所や、凸凹の舗装面、駐車車両や看板の歩道へのはみ出し等もあり、今後整備、改善をしていく必要があります。

生活関連施設については、築年数が相当期間を経過しており、バリアフリーの考え方に基づいた設計がなされていない施設も含まれるため、バリアフリー化の整備が充分でない部分への対応が求められます。

また、心のバリアフリーや情報のバリアフリーについては、各事業者の自主的な取組により個別に事業が実施されてきました。重点整備地区内での一体的な心のバリアフリーや情報のバリアフリーを実現するため、既存設備の改善や、より一層のソフト事業推進が求められます。

大阪メトロ御堂筋線、南海高野線、泉北高速鉄道等の交通結節点である中百舌鳥駅前においては、都市拠点にふさわしい活力等を感じられる駅前空間の創出に向けて、利用者の利便性向上に資する乗継改善や公民連携による魅力等の創出、ウォークアブル空間の形成に向けた駅前広場再編の取組を進めます。

Ⅲ.整備項目、整備目標時期及び整備主体

重点整備地区における整備目標期間は、5年間を基本とします。

バリアフリー事業の整備項目、整備目標時期及び整備主体について本ページ以降に示します。

(1) 鉄道駅舎等

駅前広場の再編に向けた取組が進められているため、本基本構想では駅前広場の再編に関連する整備項目の位置付けは行いません。しかし、今後の進捗に合わせ、堺市バリアフリー化検討委員会としても連携・協力し、バリアフリーの実現をめざします。

■南海高野線 中百舌鳥駅

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
誘導案内情報施設の整備					
案内サイン等の改善	継続	●			
誘導・警告ブロックの敷設位置等の改善	継続	●			
駅の改良事業					
可動式ホーム柵の設置（4番線ホーム）	令和6（2024）年度	●			
可動式ホーム柵の設置（4番線ホーム以外）	継続	●			
その他ソフト事業					
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催	継続	●			
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	●			
多様な手段による情報提供の整備	継続	●			
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリーに関する取組検討、実施	継続	●			

※1 「継続」：整備目標期間の5年間を基本として取り組み、到来時点での状況をふまえ、目標期間以降も継続的に検討・改善・実施する事業

※2 「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

< 凡 例 >

整備主体

●：主な整備主体

(●)：連携が必要となる主な事業者

その他事業者

(施)：施設管理者

(公)：公益事業者

(市)：堺市

■大阪メトロ御堂筋線 なかもず駅

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
垂直移動施設の整備					
改札外エレベーター（2基目）の設置	令和7 (2025) 年度	●			
設備・施設の改良					
車いす対応の券売機の設置	継続	●			
誘導案内情報施設の整備					
案内サイン等の改善	継続	●			
誘導・警告ブロックの敷設位置等の改善	継続	●			
その他ソフト事業					
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催	継続	●			
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	●			
多様な手段による情報提供の整備	継続	●			
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリーに関する取組検討、実施	継続	●			

※1「継続」：整備目標期間の5年間を基本として取り組み、到来時点での状況をふまえ、目標期間以降も継続的に検討・改善・実施する事業

※2「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

＜凡例＞	
整備主体 ●：主な整備主体 (●)：連携が必要となる主な事業者	その他事業者 (施)：施設管理者 (公)：公益事業者 (市)：堺市

(2) 建築物等生活関連施設

建築物等の生活関連施設については、「大阪府福祉のまちづくり条例」やバリアフリーに関する各種ガイドライン等に基づき可能な限りバリアフリー化を進めていくことが望まれます。

必要な整備は施設の特性により異なりますが、ここでは、文字やサイン、音声等、多様な方法による情報提供の整備や、ソフト面において配慮が必要な事項について下記に示します。

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
誘導案内情報施設の整備					
誘導・警告ブロック等の敷設位置等の改善	継続				● (施)
施設全体の案内サイン等の改善	継続				● (施)
多言語に対応した案内表示	継続				● (施)
その他ソフト事業					
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催	継続				● (施)
商品や看板、駐輪のはみだしにより移動空間を阻害しないこと等への取組や啓発	継続				● (施)
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続				● (施)
多様な手段による情報提供の整備	継続				● (施)
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリーに関する取組検討、実施	継続				● (施)

※1 「継続」：整備目標期間の5年間を基本として取り組み、到来時点での状況をふまえ、目標期間以降も継続的に検討・改善・実施する事業

※2 「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

< 凡 例 >

整備主体

- ：主な整備主体
- (●) ：連携が必要となる主な事業者

その他事業者

- (施) ：施設管理者
- (公) ：公益事業者
- (市) ：堺市

(3) 道路等

整備項目	目標 時期	整備主体			
		公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
既設道路の改良					
既設道路の段差や舗装面等の改善	継続		●		
誘導・警告ブロックの敷設・改良					
—	継続		●		
既設歩道等の改良（有効幅員の確保）					
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大	継続		●		(●) (公)
準生活関連経路における対策の検討					
—	継続		●		

※「継続」：整備目標期間の5年間を基本として取り組み、到来時点での状況をふまえ、目標期間以降も継続的に検討・改善・実施する事業

< 凡 例 >	
整備主体 ● ：主な整備主体 (●) ：連携が必要となる主な事業者	その他事業者 (施) ：施設管理者 (公) ：公益事業者 (市) ：堺市

(4) 信号・交差点、交通規制

整備項目	目標 時期	整備主体			
		公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
既設信号の改良					
主要信号交差点における音響・音声信号 化または改良検討	継続			●	
主要信号交差点における視覚障害者用 道路横断帯（エスコートゾーン）の設置 検討	継続		(●)	●	
歩行者青時間の延長等の改良検討	継続			●	

※「継続」：整備目標期間の5年間を基本として取り組み、到来時点での状況をふまえ、目標期間以降も継続的に検討・改善・実施する事業

< 凡 例 >	
整備主体 ● ：主な整備主体 (●) ：連携が必要となる主な事業者	その他事業者 (施) ：施設管理者 (公) ：公益事業者 (市) ：堺市

(5) 駅前広場

鉄道駅舎等と同様に、駅前広場の再編に向けた取組が進められているため、本基本構想では駅前広場の再編に関連する整備項目の位置付けは行いません。しかし、今後の検討の進捗に合わせ、堺市バリアフリー化検討委員会としても連携・協力し、バリアフリーの実現をめざします。

また、北側駅前広場には喫煙所があり、点字ブロック上など喫煙所以外で喫煙しないようバリアフリーの観点からも継続した働きかけを行います。

■南海高野線 中百舌鳥駅 北側駅前広場

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
誘導案内情報施設の整備					
主要施設案内図の設置・改良	継続				● (市)
点字・音声誘導設備の設置・改良	継続	●			● (市)

※「継続」：整備目標期間の5年間を基本として取り組み、到来時点での状況をふまえ、目標期間以降も継続的に検討・改善・実施する事業

■南海高野線 中百舌鳥駅 南側駅前広場

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
誘導案内情報施設の整備					
主要施設案内図の設置・改良	継続				● (市)
点字・音声誘導設備の設置・改良	継続	●			● (市)

※「継続」：整備目標期間の5年間を基本として取り組み、到来時点での状況をふまえ、目標期間以降も継続的に検討・改善・実施する事業

< 凡 例 >

整備主体

- : 主な整備主体
- (●) : 連携が必要となる主な事業者

その他事業者

- (施) : 施設管理者
- (公) : 公益事業者
- (市) : 堺市

(参考) まちあるき点検調査の概要

実施日時	令和5(2023)年9月25日(月) 10:00~12:30 ・まちあるき点検調査 ・意見交換会																								
対象施設	南海高野線 中百舌鳥駅 大阪メトロ御堂筋線 なかもず駅 ライフなかもず店周辺市道、府道堺富田林線等(追加生活関連経路等)																								
参加者	<table border="0"> <tr><td>身体障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>視覚障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>聴覚障害者団体代表者</td><td>1名</td></tr> <tr><td>知的障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>公共交通事業者</td><td>4名</td></tr> <tr><td>公安委員会(警察)</td><td>1名</td></tr> <tr><td>バリアフリー化検討委員会委員</td><td>1名</td></tr> <tr><td>介助者</td><td>3名</td></tr> <tr><td>手話通訳者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>要約筆記者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>市関係者</td><td>20名</td></tr> <tr><td>計</td><td>40名</td></tr> </table>	身体障害者団体代表者	2名	視覚障害者団体代表者	2名	聴覚障害者団体代表者	1名	知的障害者団体代表者	2名	公共交通事業者	4名	公安委員会(警察)	1名	バリアフリー化検討委員会委員	1名	介助者	3名	手話通訳者	2名	要約筆記者	2名	市関係者	20名	計	40名
身体障害者団体代表者	2名																								
視覚障害者団体代表者	2名																								
聴覚障害者団体代表者	1名																								
知的障害者団体代表者	2名																								
公共交通事業者	4名																								
公安委員会(警察)	1名																								
バリアフリー化検討委員会委員	1名																								
介助者	3名																								
手話通訳者	2名																								
要約筆記者	2名																								
市関係者	20名																								
計	40名																								
写真																									

堺市バリアフリー基本構想（改定版）【中百舌鳥地区版】（案）

令和（ ）年 月

堺市 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所本館 7 階

電話番号：072-228-0375 ファックス：072-228-7853

ホームページ：<https://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市配架資料番号